

# 大分県報

令和六年  
第四九五号  
三月二十六日

（火曜日）

## 目次

### 告示

家畜検査の実施	一
地籍調査の成果の認証	二
保安林の指定の解除	二
漁業災害補償法による小割り式一年魚はまち養殖業等の一定の水域	二
公 告	八
県営土地改良事業の工事の完了	九
契約者等の公示（四件）	一〇
落札者等の公示（三件）	一〇

### ○告示

#### 大分県告示第七十四号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第五条第一項の規定により、次のとおり家畜の検査を実施する。

令和六年三月二十六日

大分県知事 佐藤 樹一郎

#### 一 実施の目的

家畜の伝染性疾病のうち、ブルセラ症、結核、ヨーネ病、伝達性海綿状脳症、牛カンピロクター症、トリコモナス症及びオーエスキー病の発生予防のため  
二 伝染性疾病の種類、実施する区域、実施の対象となる家畜又はその死体の種類及び範囲、実施の期日並びに検査の方法

#### 伝染性疾病

#### 実施する

実施の対象となる家畜  
又はその死体の種類及

#### 実施の期日

#### 検査の方法

の種類

区域

び範囲

令六・四・一  
から令七・  
三・三一まで  
の間において  
家畜保健衛生  
所長が指定す  
る日

牛のブルセラ症及び  
結核の清浄性維持サ  
ーベイランス実施要  
領（令和三年三月五  
日付け二消安第五八  
〇〇号農林水産省消  
費・安全局動物衛生  
課長通知）による方  
法

ブルセラ症

県下全域

家畜保健衛生所長が必  
要と認めた牛及び豚

結核

〃

家畜保健衛生所長が必  
要と認めた牛

〃

〃

ヨーネ病

〃

搾乳の用に供し、又は  
供する目的で飼育して  
いる雌牛及びそのため  
に県外から導入する雌  
牛並びに家畜保健衛生  
所長が必要と認めた牛

〃

家畜伝染病予防法施  
行規則（昭和二十六  
年農林省令第三十五  
号）別表第一による  
方法

伝達性海綿状  
脳症

〃

実施区域内で飼育され  
ており、生前に歩行困  
難、起立不能等であつ  
た牛の死体及び農林水  
産大臣が指定する症状  
を呈していた又は呈し  
ていた可能性の高い牛  
の死体（地理的条件等  
により当該検査を行う  
ことが困難である場合  
として農林水産省令で  
定める場合を除く。）

令六・四・一  
から令七・  
三・三一まで

〃

牛カンピロバ  
クター症

〃

家畜保健衛生所長が必  
要と認めた牛

令六・四・一  
から令七・  
三・三一まで  
の間において  
家畜保健衛生

病性鑑定指針（平成  
二七年三月一三日付  
け二六消安第四六八  
六号農林水産省消  
費・安全局長通知）

令和六年三月二十六日

大分県報（告示）



式三年魚めばる養殖業、小割り式四年魚めばる養殖業及び小割り式ひらめ養殖業

加入区の名称	区 域	点 の 位 置			
白杵第一加入区	区第二五三〇号漁業権の漁場の区域のうち、点ニ、d、g、a及びニの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域	a 基点第八一五号から六九度一、一一五メートルの点 b 基点第七六一号から二五〇度六三〇メートルの点 c 点ロ、ハを結んだ線上の点 d 点イ、ニを結んだ線上の点 e 点イ、ニを結んだ線上の点 f 点イ、ニを結んだ線上の点 g 点ア、bを結んだ線と点c、dを結んだ線との交点 h 点ア、bを結んだ線と点e、fを結んだ線との交点	保戸島第一加入区	区第三〇三〇号漁業権の漁場の区域	
白杵第二加入区	区第二五三〇号漁業権の漁場の区域のうち、点d、f、h、g及びdの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域	ハから二九〇メートルの点 d 点イ、ニを結んだ線上の点 e 点ロ、ハを結んだ線上の点 f 点イ、ニを結んだ線上の点 g 点ア、bを結んだ線と点c、dを結んだ線との交点 h 点ア、bを結んだ線と点e、fを結んだ線との交点	上浦第五加入区	区第三二三〇号漁業権の漁場の区域のうち、点ニ、a、g、c及びニの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域	a 点ニ、ハを結んだ線上で点ニから二五〇メートルの点 b 点イ、ロを結んだ線上で点イから二五〇メートルの点 c 点イ、ニを結んだ線上で点ニから二七七メートルの点 d 点イ、ニを結んだ線上で点ニから五五四メートルの点 e 点ロ、ハを結んだ線上で点ハから二五〇メートルの点 f 点ロ、ハを結んだ線上で点ハから五〇〇メートルの点 g 点ア、bを結んだ線と点c、eを結んだ線との交点 h 点ア、bを結んだ線と点d、fを結んだ線との交点
白杵第三加入区	区第二五三〇号漁業権の漁場の区域のうち、点f、イ、b、h及びfの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域	ハから五八〇メートルの点 f 点イ、ニを結んだ線上の点 g 点ア、bを結んだ線と点c、dを結んだ線との交点 h 点ア、bを結んだ線と点e、fを結んだ線との交点	上浦第六加入区	区第三二三〇号漁業権の漁場の区域のうち、点c、g、h、d及びcの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域	
白杵第四加入区	区第二五三〇号漁業権の漁場の区域のうち、点h、b、ロ、e及びhの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域	ハから五八〇メートルの点 f 点イ、ニを結んだ線上の点 g 点ア、bを結んだ線と点c、dを結んだ線との交点 h 点ア、bを結んだ線と点e、fを結んだ線との交点	上浦第七加入区	区第三二三〇号漁業権の漁場の区域のうち、点d、h、b、イ及びdの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域	
白杵第五加入区	区第二五三〇号漁業権の漁場の区域のうち、点g、h、e、c及びgの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域	ハから五八〇メートルの点 f 点イ、ニを結んだ線上の点 g 点ア、bを結んだ線と点c、dを結んだ線との交点 h 点ア、bを結んだ線と点e、fを結んだ線との交点	上浦第八加入区	区第三二三〇号漁業権の漁場の区域のうち、点h、f、ロ、b及びhの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域	
白杵第六加入区	区第二五三〇号漁業権の漁場の区域のうち、点a、g、c、ハ及びaの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域	ハから五八〇メートルの点 f 点イ、ニを結んだ線上の点 g 点ア、bを結んだ線と点c、dを結んだ線との交点 h 点ア、bを結んだ線と点e、fを結んだ線との交点	上浦第九加入区	区第三二三〇号漁業権の漁場の区域のうち、点g、e、f、h及びgの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域	
白杵第七加入区	区第二七三〇号漁業権の漁場の区域		上浦第十加入区	区第三二三〇号漁業権の漁場の区域のうち、点a、ハ、e、g及びaの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域	
津久見第一加入区	区第二八三〇号漁業権の漁場の区域		上浦第十一加入区	区第三二三〇号漁業権の漁場の区域のうち、点イ、ロ、b、a及びイの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域	a 点イ、ニを結んだ線上の中間点 b 点ロ、ハを結んだ線上の中間点
津久見第二加入区	区第二八三一号漁業権の漁場の区域		上浦第十二加入区	区第三二三七号漁業権の漁場の区域のうち、点a、b、ハ、ニ及びaの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域	
津久見第三加入区	区第二八三三号漁業権の漁場の区域				
津久見第四加入区	区第二八三三三号漁業権の漁場の区域				
津久見第五加入区	区第二八三五号漁業権の漁場の区域				

令和六年三月二十六日

大分県報(告示)

				上浦第一三加入区	を順次に結んだ線によって囲まれた区域							
				佐伯第一加入区	区第三二四〇号漁業権の漁場の区域							
				佐伯第二加入区	区第三三三〇号漁業権の漁場の区域							
				佐伯第三加入区	区第三三三一〇号漁業権の漁場の区域							
				佐伯第四加入区	区第三三三二〇号漁業権の漁場の区域							
				佐伯第七加入区	区第三六三〇号漁業権の漁場の区域							
				佐伯第一一加入区	区第三三三三〇号漁業権の漁場の区域							
				佐伯第一四加入区	区第三三三三三〇号漁業権の漁場の区域のうち、点ホ、フ、エ、基点第一一〇二号及び点ホの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域	a 点イ、口を結んだ線上で点ロから三四〇メートルの点 b 点ハ、ニを結んだ線上で点ハから三〇〇メートルの点 c 点ハ、ニを結んだ線上で点ハから六四〇メートルの点 d 点イ、口を結んだ線上で点ロから六八〇メートルの点 e 基点第一一〇二号より佐伯市大字塩内浦の大羽山東端見通し線上一一〇メートルの点 f 基点第一一〇一号から基点第一〇三三三〇号見通し線上一七〇メートルの点 g 基点第一一〇一号から基点第一〇三三三〇号見通し線上二六五メートルの点 h 点c、dの midpoint	鶴見第七加入区	区第三八三三〇号漁業権の漁場の区域のうち、基点第二八九号、点イ、a、bの各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線によって囲まれた区域	a 点イ、口を結んだ線上の中間点 b 点aから点イ、口を結んだ線に垂直に伸ばした線と最大高潮時海岸線との交点			
				佐伯第一五加入区	区第三三三三三三〇号漁業権の漁場の区域のうち、点フ、g、h、d、イ、e及びfの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域							
				佐伯第一六加入区	区第三三三三三三三〇号漁業権の漁場の区域のうち、点g、ニ、c、h及びgの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域							
				佐伯第一七加入区	区第三三三三三三三三〇号漁業権の漁場の区域のうち、点a、b、c、d及びaの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域							
				佐伯第一八加入区	区第三三三三三三三三三〇号漁業権の漁場の区域のうち、点ロ、ハ、b、a及びロの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域							
				鶴見第一一加入区	区第三八三三二〇号漁業権の漁場の区域のうち、点d、b、ロ、基点第一二三〇号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線によって囲まれた区域							
				鶴見第九加入区	区第三八三三三〇号漁業権の漁場の区域のうち、基点第一二二九号、点イ、a、cの各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線によって囲まれた区域							
				鶴見第十加入区	区第三八三三三三〇号漁業権の漁場の区域のうち、点c、a、b、dの各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線によって囲まれた区域							
				鶴見第十一加入区	区第三八三三三三三〇号漁業権の漁場の区域のうち、点d、b、ロ、基点第一二三〇号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線によって囲まれた区域							

鶴見第一三加入区	区第三九三〇号漁業権の漁場の区域		米水津第二加入区	区第四三三一号漁業権の漁場の区域	
鶴見第一四加入区	区第四一三〇号漁業権の漁場の区域のうち、点c、ロ、a、g及びcの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域	a 点ロ、ハを結んだ線上で点ロから二四三メートルの点	米水津第四加入区	区第四三三三六号漁業権の漁場の区域	
鶴見第一五加入区	区第四一三〇号漁業権の漁場の区域のうち、点g、a、b、h及びgの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域	b 点ロ、ハを結んだ線上で点ロから四八六メートルの点 c 点イ、ロを結んだ線上で点ロから一五〇メートルの点 d 点イ、ロを結んだ線上で点ロから三〇〇メートルの点 e 点ハ、ニを結んだ線上で点ハから一四五メートルの点 f 点ハ、ニを結んだ線上で点ハから二九〇メートルの点 g 点aから点ロ、ハを結んだ線に垂直に伸ばした線と点c、eを結んだ線との交点 h 点bから点ロ、ハを結んだ線に垂直に伸ばした線と点c、eを結んだ線との交点 i 点aから点ロ、ハを結んだ線に垂直に伸ばした線と点d、fを結んだ線との交点 j 点bから点ロ、ハを結んだ線に垂直に伸ばした線と点d、fを結んだ線との交点	米水津第五加入区	区第四三三三九号漁業権の漁場の区域	
鶴見第一六加入区	区第四一三〇号漁業権の漁場の区域のうち、点h、b、ハ、e及びhの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域		米水津第七加入区	区第四三三八号漁業権の漁場の区域	
鶴見第一七加入区	区第四一三〇号漁業権の漁場の区域のうち、点d、c、g、i及びdの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域		米水津第八加入区	区第四三三三九号漁業権の漁場の区域	
鶴見第一八加入区	区第四一三〇号漁業権の漁場の区域のうち、点i、g、h、j及びiの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域		米水津第一二加入区	区第四三三三三三三九号漁業権の漁場の区域のうち、基点第一二一六号、点へ、ホ、ニ、c、d及びbの各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線から五〇メートルの線によって囲まれた区域	a 基点第二八五号と点ロを結んだ線上の点ロから一三〇メートルの点 b 基点第一二一六号と点aを結んだ線と最大高潮時海岸線から五〇メートルの線との交点 c 点ハ、ニを結んだ線上の点ハから二二〇メートルの点 d 点cから点ハ、ニを結んだ線に垂直に伸ばした線と点a、bを結んだ線との交点 e 点c、dを結んだ見通し線と点イ、ロを結んだ線との交点
鶴見第一九加入区	区第四一三〇号漁業権の漁場の区域のうち、点j、h、e、f及びjの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域		米水津第一四加入区	区第四三三三四号漁業権の漁場の区域のうち、点d、a、ロ、e及びdの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域	
鶴見第二〇加入区	区第四一三〇号漁業権の漁場の区域のうち、点イ、d、f、ニ及びイの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域		米水津第一五加入区	区第四三三三四号漁業権の漁場の区域のうち、点b、d、e、イ及び基点第二八〇号を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線から五〇メートルの線によって囲まれた区域	
鶴見第二一加入区	区第三八三五号漁業権の漁場の区域		米水津第一六加入区	区第四三三七七号漁業権の漁場の区域のうち、基点第二七二号、点a、g及びeの各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域	a 基点第二七二号から基点第二七五号見通し線上二二〇メートルの点 b 基点第一一九四号から基点第一一九五号見通し線上一八〇メートルの点 c 点イ、ロを結んだ線上の点イから一三〇メートルの点 d 点イ、ロを結んだ線上の点
米水津第一加入区	区第四三三〇号漁業権の漁場の区域		米水津第一七加入区	区第四三三七七号漁業権の漁場の区域のうち、点e、g、h及びfの各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域	

米水津第一八加入区	区第四三三七号漁業権の漁場の区域のうち、点f、h、b及び基点第一一九四号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域	ロから一三〇メートルの点 e 点cから点イ、ロを結んだ線に垂直に伸ばした線と最大高潮時海岸線との交点 f 点dから点イ、ロを結んだ線に垂直に伸ばした線と最大高潮時海岸線との交点 g 点a、bを結んだ線と点c、eを結んだ線との交点 h 点a、bを結んだ線と点d、fを結んだ線との交点	上入津第四加入区	区第四四三一号漁業権の漁場の区域のうち、点c、d、b、a及びcの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域	イから四〇〇メートルの点 d 点ロ、ハを結んだ線上で点ロから四〇〇メートルの点
米水津第一九加入区	区第四三三七号漁業権の漁場の区域のうち、点h、b、ロ、d及びhの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域	f 点dから点イ、ロを結んだ線に垂直に伸ばした線と最大高潮時海岸線との交点 g 点a、bを結んだ線と点c、eを結んだ線との交点 h 点a、bを結んだ線と点d、fを結んだ線との交点	上入津第五加入区	区第四四三一号漁業権の漁場の区域のうち、点a、b、ロ、イ及びaの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域	
米水津第二〇加入区	区第四三三七号漁業権の漁場の区域のうち、点g、h、d、c及びgの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域	h 点a、bを結んだ線と点d、fを結んだ線との交点	上入津第六加入区	区第四四三三三号漁業権の漁場の区域のうち、点ロ、d、g、a及びロの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域	a 基点第二三七号から基点第一八二号見通し線上九〇〇メートルの点 b 基点第一一四二号から佐伯市蒲江大字畑野浦字沖黒島水取りばえ東端見通し線上九〇〇メートルの点 c 点イ、ニを結んだ線上で点イから二一〇メートルの点 d 点ロ、ハを結んだ線上で点ロから二一〇メートルの点 e 点イ、ニを結んだ線上で点イから四二〇メートルの点 f 点ロ、ハを結んだ線上で点ロから四二〇メートルの点 g 点a、bを結んだ線と点c、dを結んだ線との交点 h 点a、bを結んだ線と点e、fを結んだ線との交点
米水津第二一加入区	区第四三三七号漁業権の漁場の区域のうち、点a、g、c、イ及びaの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域	a 点イ、ロを結んだ線と基点第二七五号から四一度三〇分の線との交点 b 点イ、ロを結んだ線と基点第二七五号から四七度の線との交点 c 基点第二七五号から四一度三〇分の線と最大高潮時海岸線との交点 d 基点第二七五号から四七度の線と最大高潮時海岸線との交点	下入津第二加入区	区第四四三三三号漁業権の漁場の区域のうち、点d、f、h、g及びdの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域	
米水津第二二加入区	区第四三三三三号漁業権の漁場の区域のうち、点c、a、b及びdの各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域	a 点イ、ロを結んだ線と基点第二七五号から四一度三〇分の線との交点 b 点イ、ロを結んだ線と基点第二七五号から四七度の線との交点 c 基点第二七五号から四一度三〇分の線と最大高潮時海岸線との交点 d 基点第二七五号から四七度の線と最大高潮時海岸線との交点	下入津第三加入区	区第四四三三三号漁業権の漁場の区域のうち、点h、b、ニ、e及びhの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域	
米水津第二三加入区	区第四三三三三号漁業権の漁場の区域のうち、点d、b、ロ及び基点第一一三七号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域	c 基点第二七五号から四一度三〇分の線と最大高潮時海岸線との交点 d 基点第二七五号から四七度の線と最大高潮時海岸線との交点	下入津第四加入区	区第四四三三三号漁業権の漁場の区域のうち、点g、h、e、c及びgの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域	
米水津第二四加入区	区第四三三三三号漁業権の漁場の区域のうち、点d、b、ロ及び基点第一一三七号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域	d 基点第二七五号から四七度の線と最大高潮時海岸線との交点	下入津第五加入区	区第四四三三三号漁業権の漁場の区域のうち、点g、h、e、c及びgの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域	
上入津第一加入区	区第四四三〇号漁業権の漁場の区域		下入津第六加入区	区第四四三三三号漁業権の漁場の区域のうち、点a、g、c、イ及びaの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域	
上入津第三加入区	区第四四三三三号漁業権の漁場の区域のうち、点二、ハ、d、c及びbの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域	a 点イ、ニを結んだ線上で点イから二〇〇メートルの点 b 点ロ、ハを結んだ線上で点ロから二〇〇メートルの点 c 点イ、ニを結んだ線上で点			

下入津第七加入区	区第四四三三五号漁業権の漁場の区域		蒲江第一三加入区	区第四五三三三三号漁業権の漁場の区域のうち、点d、c、ロ、a及びdの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域	e 点aから点イ、ロを結んだ線に垂直に伸ばした線と点二、ハを結んだ線との交点
蒲江第五加入区	区第四五三三三三号漁業権の漁場の区域のうち、点a、ロ、d、g及びaの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域	a 基点第一二二二二号から四四度見通し線と点イ、ロを結んだ線との交点 b 基点第一二二二二号、点イを結んだ線上で点イから一八〇メートルの点 c 基点第一二二二二号、点イを結んだ線上で点イから四〇〇メートルの点 d 基点第八四五号、点ロを結んだ線上で点ロから二七〇メートルの点 e 基点第八四五号、点ロを結んだ線上で点ロから五二〇メートルの点 f 点c、eを結んだ線上で点eから二五〇メートルの点 g 点a、fを結んだ線と点b、dを結んだ線との交点 h 点a、fを結んだ見通し線と最大高潮時海岸線との交点	蒲江第一四加入区	区第四五三三三三号漁業権の漁場の区域のうち、点b、d、a、イ及びbの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域	
蒲江第六加入区	区第四五三三三三号漁業権の漁場の区域のうち、点g、d、e、f及びgの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域	c 基点第一二二二二号、点イを結んだ線上で点イから四〇〇メートルの点 d 基点第八四五号、点ロを結んだ線上で点ロから二七〇メートルの点 e 基点第八四五号、点ロを結んだ線上で点ロから五二〇メートルの点 f 点c、eを結んだ線上で点eから二五〇メートルの点 g 点a、fを結んだ線と点b、dを結んだ線との交点 h 点a、fを結んだ見通し線と最大高潮時海岸線との交点	蒲江第一五加入区	区第四六三二二二号漁業権の漁場の区域	
蒲江第七加入区	区第四五三三三三号漁業権の漁場の区域のうち、基点第八四五号、点e、f、hの各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線によって囲まれた区域	d 基点第八四五号、点ロを結んだ線上で点ロから二七〇メートルの点 e 基点第八四五号、点ロを結んだ線上で点ロから五二〇メートルの点 f 点c、eを結んだ線上で点eから二五〇メートルの点 g 点a、fを結んだ線と点b、dを結んだ線との交点 h 点a、fを結んだ見通し線と最大高潮時海岸線との交点	名護屋第三加入区	区第四六三二二二号漁業権の漁場の区域	
蒲江第八加入区	区第四五三三三三号漁業権の漁場の区域のうち、基点第一二二二二号、点c、f、hの各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線によって囲まれた区域	e 基点第八四五号、点ロを結んだ線上で点ロから五二〇メートルの点 f 点c、eを結んだ線上で点eから二五〇メートルの点 g 点a、fを結んだ線と点b、dを結んだ線との交点 h 点a、fを結んだ見通し線と最大高潮時海岸線との交点	名護屋第五加入区	区第四六三二二二号漁業権の漁場の区域のうち、基点第八四五号、点d、hの各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線によって囲まれた区域	a 点イ、基点第八四二二号を結んだ線上で点イから三〇〇メートルの点 b 点イ、基点第八四二二号を結んだ線上で点イから六〇〇メートルの点 c 点イ、基点第八四二二号を結んだ線上で点イから九〇〇メートルの点 d 点イ、基点第八四二二号を結んだ線上で点イから一、二〇〇メートルの点 e 点aから点イ、基点第八四二二号を結んだ線に垂直に伸ばした線と最大高潮時海岸線との交点 f 点bから点イ、基点第八四二二号を結んだ線に垂直に伸ばした線と最大高潮時海岸線との交点 g 点cから点イ、基点第八四二二号を結んだ線に垂直に伸ばした線と最大高潮時海岸線との交点 h 点dから点イ、基点第八四二二号を結んだ線に垂直に伸ばした線と最大高潮時海岸線との交点
蒲江第九加入区	区第四五三三三三号漁業権の漁場の区域のうち、点b、g、f、c及びbの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域	h 点a、fを結んだ見通し線と最大高潮時海岸線との交点	名護屋第六加入区	区第四六三二二二号漁業権の漁場の区域のうち、点h、d、c、gの各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線によって囲まれた区域	
蒲江第十加入区	区第四五三三三三号漁業権の漁場の区域のうち、点イ、a、g、b及びイの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域	g 点a、fを結んだ線と点b、dを結んだ線との交点 h 点a、fを結んだ見通し線と最大高潮時海岸線との交点	名護屋第七加入区	区第四六三二二二号漁業権の漁場の区域のうち、点g、c、b、fの各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線によって囲まれた区域	
蒲江第一一加入区	区第四五三三三三号漁業権の漁場の区域のうち、点二、e、d、b及び二の各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域	a 基点第一〇七二二号から一八〇度一、一五〇メートルの点 b 点イ、二を結んだ線上で点イから三〇〇メートルの点 c 点ロ、ハを結んだ線上で点ロから三〇〇メートルの点 d 点aから点イ、ロを結んだ線に垂直に伸ばした線と点b、cを結んだ線との交点	名護屋第八加入区	区第四六三二二二号漁業権の漁場の区域のうち、点f、b、a、eの各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線によって囲まれた区域	
蒲江第一二加入区	区第四五三三三三号漁業権の漁場の区域のうち、点e、ハ、c、d及びeの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域		名護屋第九加入区	区第四六三二二二号漁業権の漁場の区域のうち、点e、a、イ、基点第一〇七七号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線によって囲まれた区域	

令和六年三月二十六日

大分県報(告示)

名護屋第十加入区	区第四六三三五号漁業権の漁場の区域のうち、点c、イ、e、g及びcの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域	した線と最大高潮時海岸線との交点	二 小割り式二年魚くろまぐる養殖業、小割り式三年魚くろまぐる養殖業、小割り式四年魚くろまぐる養殖業及び小割り式五年魚くろまぐる養殖業
名護屋第一加入区	区第四六三三五号漁業権の漁場の区域のうち、点g、e、f、h及びgの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域	a 点口、ハを結んだ線上で点ロから二七〇メートルの点 b 点ロ、ハを結んだ線上で点ロから五四〇メートルの点 c 点ロ、イを結んだ線上で点ロから二五〇メートルの点 d 点ハ、ニを結んだ線上で点ハから二六〇メートルの点 e 点aから点ロ、ハを結んだ線に垂直に伸ばした線と点イ、ニを結んだ線との交点 f 点bから点ロ、ハを結んだ線に垂直に伸ばした線と点イ、ニを結んだ線との交点 g 点a、eを結んだ線と点c、dを結んだ線との交点 h 点b、fを結んだ線と点c、dを結んだ線との交点	加入区の名称 くろまぐる津久見 第一加入区 くろまぐる津久見 第二加入区 くろまぐる上浦第 一加入区 くろまぐる上浦第 二加入区 くろまぐる上浦第 三加入区 くろまぐる上浦第 四加入区
名護屋第二加入区	区第四六三三五号漁業権の漁場の区域のうち、点h、f、ニ、d及びhの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域		区第二八三三三九号漁業権の漁場の区域
名護屋第一三加入区	区第四六三三五号漁業権の漁場の区域のうち、点b、h、d、ハ及びbの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域		区第三三三三九号漁業権の漁場の区域
名護屋第一四加入区	区第四六三三五号漁業権の漁場の区域のうち、点a、g、h、b及びaの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域		区第三二四一号漁業権の漁場の区域
名護屋第一五加入区	区第四六三三五号漁業権の漁場の区域のうち、点ロ、c、g、a及びロの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域		区第四一三一号漁業権の漁場の区域
名護屋第一六加入区	区第四六三三六号漁業権の漁場の区域のうち、点イ、ロ、b、a及びイの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域	a 点イ、ニを結んだ線上で点ニから五〇〇メートルの点 b 点ロ、ハを結んだ線上で点ハから五〇〇メートルの点	区第三八三三六号漁業権の漁場の区域
名護屋第一七加入区	区第四六三三六号漁業権の漁場の区域のうち、点a、b、ハ、ニ及びaの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域		区第四一三三三三号漁業権の漁場の区域

○公 告

次のとおり県営土地改良事業の工事を完了した。  
令和六年三月二十六日

（かたかなにより表示された点の位置は、令和五年四月二十五日付け大分県報号外（六九）に登載の大分県告示第二百二十二号（海区漁場計画の告示）の別表中の該当する漁場計画番号の項の点の欄に記載しているものによる。）



事業名		大分県知事	佐藤 樹一郎
事 業 名		着手年月日	完了年月日
県営農村地域防災減災事業 (ため池整備) (水ヶ迫溜池地区)		令二・一二・二九	令四・一二・二九
次のとおり契約者等について公示する。 令和六年三月二十六日			
一	随意契約に係る物品等の名称及び数量 大分県庁舎本館及び新館で使用する電気 五百四十四万九千八百十九キロワットアワー	大分県知事	佐藤 樹一郎
二	契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地 大分県会計管理局用度管財課 大分市大手町三丁目一番一号		
三	随意契約の相手方を決定した日 令和六年一月十六日		
四	随意契約の相手方の氏名及び住所 九州電力株式会社大分営業センター センター長 有吉 吾一 大分市金池町二丁目三番四号		
五	随意契約に係る契約金額 基本料金、電力量料金(燃料費等調整額を含む。)及び再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計		
六	契約の相手方を決定した手続 随意契約		
七	随意契約の理由 地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第六十七條の二第二項第八号に該当		
次のとおり契約者等について公示する。 令和六年三月二十六日			
大分県知事 佐藤 樹一郎		大分県知事 佐藤 樹一郎	
一	随意契約に係る物品等の名称及び数量 竹田総合庁舎ほか十九庁舎で使用する電気 二百八十二万九千三百八十二キロワットアワー	大分県知事	佐藤 樹一郎
二	契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地 大分県会計管理局用度管財課 大分市大手町三丁目一番一号		
三	随意契約の相手方を決定した日 令和六年一月十六日		
四	随意契約の相手方の氏名及び住所 九州電力株式会社大分営業センター センター長 有吉 吾一 大分市金池町二丁目三番四号		
五	随意契約に係る契約金額 基本料金、電力量料金(燃料費等調整額を含む。)及び再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計		
六	契約の相手方を決定した手続 随意契約		
七	随意契約の理由 地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第六十七條の二第二項第八号に該当		
次のとおり契約者等について公示する。 令和六年三月二十六日			
大分県知事 佐藤 樹一郎		大分県知事 佐藤 樹一郎	
一	随意契約に係る物品等の名称及び数量 宇佐総合庁舎ほか七庁舎で使用する電気 百七十五万七千百三キロワットアワー	大分県知事	佐藤 樹一郎
二	契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地 大分県会計管理局用度管財課 大分市大手町三丁目一番一号		
三	随意契約の相手方を決定した日 令和六年一月十六日		
四	随意契約の相手方の氏名及び住所		

令和六年三月二十六日

大分県報(公告)

九州電力株式会社大分営業センター センター長 有 吉 吾 一  
大分市金池町二丁目三番四号  
随意契約に係る契約金額

五 基本料金、電力量料金（燃料費等調整額を含む。）及び再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計

六 契約の相手方を決定した手続  
随意契約

七 随意契約の理由  
地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百六十七条の二第二項第八号に該当

次のとおり契約者等について公示する。  
令和六年三月二十六日

大分県知事 佐 藤 樹 一 郎

一 随意契約に係る物品等の名称及び数量

二 豊学園ほか八庁舎で使用する電気  
二百四十五万三千七百三十三キロワットアワー

二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
大分県会計管理局用度管財課

三 大分市大手町三丁目一番一号  
随意契約の相手方を決定した日  
令和六年一月十六日

四 随意契約の相手方の氏名及び住所  
九州電力株式会社大分営業センター センター長 有 吉 吾 一

五 大分市金池町二丁目三番四号  
随意契約に係る契約金額

基本料金、電力量料金（燃料費等調整額を含む。）及び再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計

六 契約の相手方を決定した手続  
随意契約

七 随意契約の理由  
地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百六十七条の二第二項第八号に該当

次のとおり落札者等について公示する。

令和六年三月二十六日

大分県知事 佐 藤 樹 一 郎

一 落札に係る物品等の名称及び数量

大分県立杵築高等学校ほか二十施設で使用する電気六百四万三千六百二十二キロワットアワー

二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
大分県教育庁教育財務課

三 大分市府内町三丁目十番一号  
落札者を決定した日  
令和六年一月十六日

四 落札者の氏名及び住所  
株式会社Vipower 代表取締役 小 室 正 則

五 東京都港区港南二丁目十番九号  
落札金額（電気料金の見込金額）

一億六千八百五十万五千七百八十六円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

六 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札

七 一般競争入札の公告をした日  
令和五年十二月五日

次のとおり落札者等について公示する。

令和六年三月二十六日

大分県知事 佐 藤 樹 一 郎

一 落札に係る物品等の名称及び数量

大分県立高田高等学校ほか十六施設で使用する電気六百二十二万九千八百八十八キロワットアワー

二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
大分県教育庁教育財務課

三 大分市府内町三丁目十番一号

令和五年十二月五日

- 三 落札者を決定した日  
令和六年一月十六日
- 四 落札者の氏名及び住所  
株式会社V i P o w e r 代表取締役 小室 正 則  
東京都港区港南二丁目十番九号
- 五 落札金額（電気料金の見込金額）  
一億七千万五千七百七十九円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）
- 六 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 七 一般競争入札の公告をした日  
令和五年十二月五日

次のとおり落札者等について公示する。

令和六年三月二十六日

大分県知事 佐 藤 樹 一 郎

- 一 落札に係る物品等の名称及び数量  
大分県立国東高等学校ほか二十二施設で使用する電気五百八十八万六千二百一十キロワット  
トアワ
- 二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
大分県教育庁教育財務課  
大分市府内町三丁目十番一号
- 三 落札者を決定した日  
令和六年一月十六日
- 四 落札者の氏名及び住所  
株式会社V i P o w e r 代表取締役 小室 正 則  
東京都港区港南二丁目十番九号
- 五 落札金額（電気料金の見込金額）  
一億六千四百四十三万三千九百九十三円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）
- 六 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 七 一般競争入札の公告をした日

令和六年三月二十六日

大分県報（公告）